

令和4年福島県沖を震源とする地震により 家屋被害を受けた方のり災証明書の申請について

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により家屋が損壊するなどの被害にあわれた方で、り災証明書が必要な方に対し交付申請を受け付けています。

なお、申請者と被害にあわれた方が異なる場合は、原則委任状が必要となります。

また、「瓦の一部落下」や「外壁の一部にひび割れ」等、被害の程度が軽微と判断され、住家の損害割合が明らかに10%未満であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という調査結果に同意できる場合、調査員による現地調査は行わず、申請者本人が損傷した状況が分かるもの（写真・電子データ）を添付いただくことで、「自己判定方式」による発行が可能です。この場合、通常の発行に比べ、比較的早く発行することができます。

受付時間

平日8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）

受付場所

市役所税務課、小高区市民総合サービス課、鹿島区市民総合サービス課

持参物

- ・り災証明申請書
- ・り災証明書申請受領に係る委任状
- ・被害箇所がわかる写真（自己判定方式による発行を希望される場合）
 - ※デジタルカメラやスマートフォンで撮影している場合は、デジタルカメラ等を持参してください。
 - ※写真の取り方は裏面を参照してください。

問合せ

南相馬市役所 税務課資産税係 ☎24 5 2 2 7

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一步步づつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

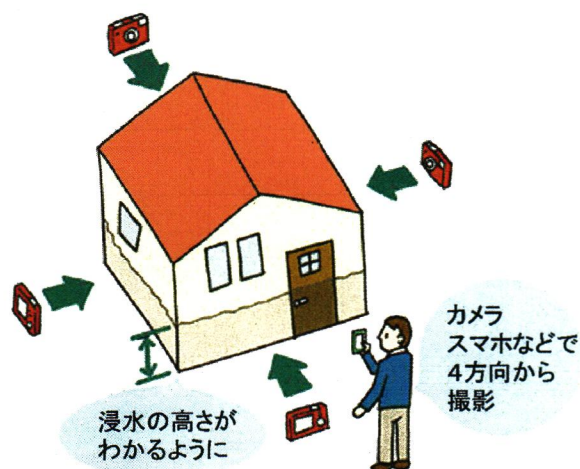
家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

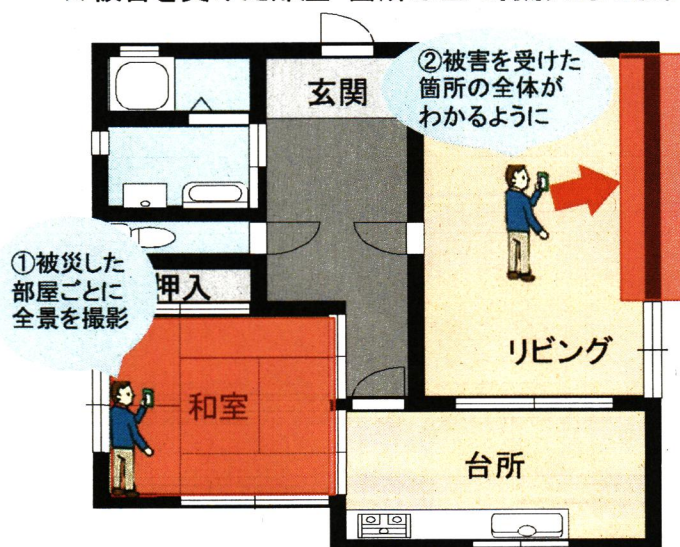
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
＜想定される撮影箇所＞
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

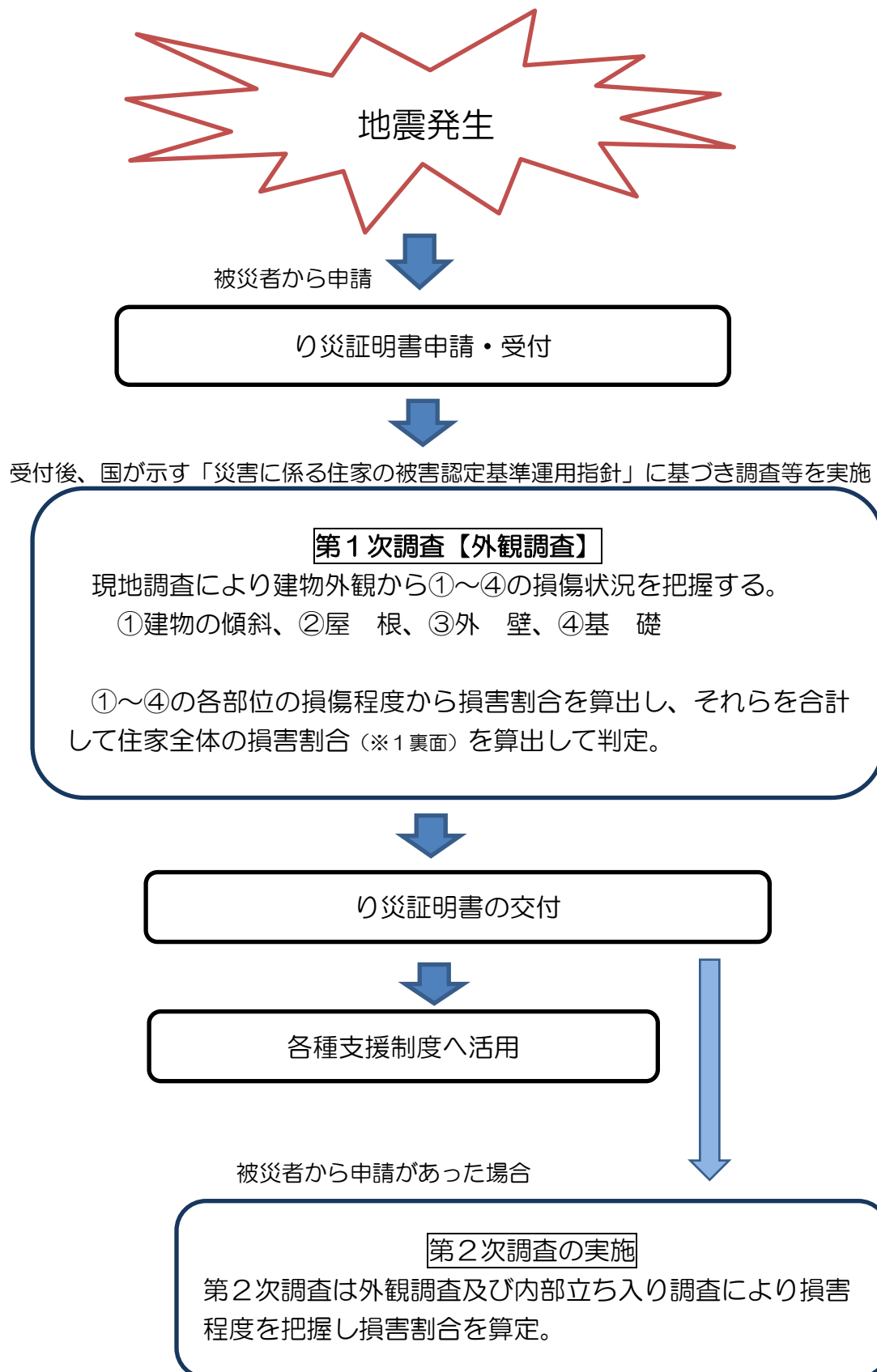
<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



地震災害に係る住家等建物被害調査・認定の流れ



※1 災害に係る被害認定基準

被害の程度	認定基準
全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊したもの、または住家の損害が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 住家全体に対する損害割合が50%以上のもの。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 住家全体に対する損害割合が40%以上50%未満のもの。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、壁や床、天井など室内に面する部分に過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 住家全体に対する損害割合が30%以上40%未満のもの。
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 住家全体に対する損害割合が20%以上30%未満のもの
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。 住家全体に対する損害割合が10%以上20%未満のもの。

※一部損壊は上記の被害程度以外のものをいう。